

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後9時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
4か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前9時から午後4時まで
- 7 届出年月日  
平成16年9月22日
  - 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局振興調整室  
平成16年11月5日から平成17年3月4日まで

---

**熊本県公告第850号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成16年11月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サニー桜木店  
熊本県熊本市花立一丁目116番 ほか
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
変更前 午後10時  
変更後 午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前9時30分から午後10時30分まで  
変更後 午前9時30分から午前0時30分まで
- 3 変更する年月日  
平成16年10月21日
- 4 変更する理由  
営業方針の変更。
- 5 届出年月日  
平成16年10月5日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成16年11月5日から平成17年3月4日まで

---

**熊本県公告第851号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成16年11月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フィッシング JJ・ペットショップ JJ  
熊本県玉名市下字池田830番1
- 2 変更しようとする事項  
駐車場の自動車の出入口の位置
- 3 変更する年月日  
平成16年10月8日
- 4 変更する理由  
県道309号に設置予定をしていた右折帯の位置が変更になったため。
- 5 届出年月日  
平成16年10月1日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局振興調整室  
平成16年11月5日から平成17年3月4日まで

---

**熊本県公告第852号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成16年11月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クレッセくまもく  
熊本県熊本市荻原町118番地 ほか
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
変更前 2,921平方メートル  
変更後 4,444平方メートル
  - (2) 駐車場の収容台数  
変更前 238台  
変更後 271台
  - (3) 駐輪場の収容台数  
変更前 計130台  
変更後 計136台
  - (4) 荷さばき施設の面積  
変更前 計33平方メートル  
変更後 計106平方メートル
  - (5) 廃棄物等の保管施設の容量  
変更前 計23立方メートル  
変更後 計33立方メートル
  - (6) 小売業者の開店時刻及び閉店時刻（増床棟部分）  
開店時刻 午前9時30分  
閉店時刻 午後9時
  - (7) 荷さばきを行うことができる時間帯（増床棟部分）  
午前6時から午後6時まで
- 3 変更する年月日  
平成17年6月13日
- 4 変更する理由  
消費者の多様なニーズに対応するため。
- 5 届出年月日  
平成16年10月12日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成16年11月5日から平成17年3月4日まで

**熊本県公告第853号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、平山地区土地改良事業共同施行施行委員長井上博明から平山地区の換地処分をした旨の届出があった。

平成16年11月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**登載依頼****熊本県公共事業再評価監視委員会公告第5号**

平成16年度第6回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年11月5日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時  
平成16年11月5日（金）  
午後1時00分から午後5時00分まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館 5階 審議会室
- 3 議題
  - (1) 平成16年度熊本県公共事業再評価対象事業について
  - (2) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）  
（電話 096-383-1111 内線 6052）

### 熊本県海面利用協議会告示第3号

熊本県海面利用協議会の会議を次のとおり開催する。  
なお、当該会議の手続は次のとおり。

平成16年11月5日

熊本県海面利用協議会会長 川崎 幸夫

- 1 開催日時  
平成16年11月11日（木）午後2時00分
- 2 開催場所  
熊本市水前寺公園28-51  
熊本テルサ2階 りんどう・つばき
- 3 議題、協議事項等
  - (1) マダイ採捕の体長制限について
  - (2) 抱卵ガザミ保護の取組みについて
  - (3) 栽培漁業における受益者負担について
  - (4) 漁業との調整についての事例報告・討議
- 4 傍聴の定員  
10名
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議予定時刻までに、当該会議室の会場において、協議会の会長の許可を受けたうえで、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県海面利用協議会（熊本県林務水産部漁政課漁業調整係）  
（電話 096-383-1111 内線 5680）

### 熊本県収用委員会公告第4号

公示による通知

熊本県球磨郡五木村丙字金川1106・1131番23、1153番、1207番、1242番、1259番の土地所有者

氏名 山下耕司（持分45360分の21）

住所 居所不明ただし住民票上の住所

熊本県熊本市吉原町12番地

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成16年10月27日付け熊収第53号の書面（一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事の土地収用案件に係る審理開催通知書）

（注意）上記書面を受領しないときは、平成16年11月17日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成16年11月5日

熊本県収用委員会 会長 塚本 侃

